釧路市立北中学校「学校だより」

北　魂

令和７年（2025年）12月15日発行　VOL 37

子どもたちをどう守っていくのか

釧路市立北中学校長　冨　田　直　樹

８日（月）23時15分に青森県東方沖を震源とする地震が発生しました。震度６強を青森県八戸市で、道内でも函館市で震度５強を記録しました。釧路市内でも震度４が計測され津波注意報も発令されました。深夜の地震に不安を抱えながら一夜を過ごした人たちも多かったのではないでしょうか。市内においては、大きな被害の報告はなかったものの後発地震注意情報が全国で初めて発令されるなど、改めて地震や津波がいつ起きても自分の命は自分で守るという意識の醸成が必要であるとの認識をもちました。

そして、本日15日（月）、釧路地方に暴風雪などに関する警報が発令され、市内の小中学校は臨時休校となりました。各地で停電が発生したり、鉄道に大きな被害が確認されたり、フェンスが倒れかけたりするなど、大変な一日でした。本校では早朝から用務員の島谷さん、石井さんが駐車場の除雪に当たってくれました。多くの教職員もそれに加わり、生徒たちの通学の導線を確保してくれました。２学期もあと２週間です。何とか無事に年末年始を迎えることができればと思います。

さて、10日にオーストラリアで「16歳未満の交流サイト（ＳＮＳ）利用を禁止する法律が施行された」という報道がありました。ＳＮＳ事業者に「16歳未満を使わせない設計」を求め、違反したら最大50億円の罰金が課せられます。オーストラリア政府は「子どもの心身の健康への悪影響」、「ネットいじめ、性犯罪の急増」といった国民の声がきっかけとしています。

ＳＮＳに関する規制はオーストラリアに限ったことではなく、フランスやアメリカ、イギリス、中国、韓国などでも様々な対策が取られています。世界中の国々が規制に乗り出す背景には、各国の大人の危機感があります。オーストラリアでは、ＳＮＳで子どもの自殺が続いたことが引き金で、遺族らが12万人の署名を集めたことが後押しになったと言われています。

「日本は対策が遅れている」、「政府は早急に対策を」等の声を聞くことがありますが、日本は決して遅れているわけではありません。既に「青少年インターネット環境整備法」や、いわゆる「出会い系サイト規制法」を制定して危機を回避してきました。世界中で子どもの携帯電話やスマートフォンに無料でフィルタリングを設定することができるのは日本だけだと思います。さらに2024年、いわゆる「情プラ法」が成立し、大規模ＳＮＳ事業者に誹謗中傷などの権利侵害情報への迅速な対応を義務付けました。これはプロレスラーが誹謗中傷を受けて自殺したことがきっかけになったと言われています。日本も貴重な命をきっかけに動き始めています。子どもたちが命を落とす前に大人として動き始める必要があるとの認識を強くもつことが大切だと思います。

子どもたちに人気のInstagramは、「ティーンズアカウント」という機能をつくり、16歳未満の利用の一部を制限しました。このことについて、中・高校生にインタビューしたところ「大人が自分たちのことをしっかり考えていていてくれる」という声が多く聞かれたそうです。オーストラリアの取組について、私たち大人が「子どもたちをどう守っていくのか」という身近な課題として考えるきっかけにする必要があると思います。